

# 伊仙町過疎地域持続的発展計画書

令和3年度～令和7年度

鹿児島県伊仙町



# 目 次

1. 基本的な事項・・ 1～9
  - (1) 伊仙町の概況
  - (2) 人口及び産業の推移と動向
  - (3) 伊仙町行財政の状況
  - (4) 地域の持続的発展の基本方針
  - (5) 地域の持続的発展のための基本目標
  - (6) 計画の達成状況の評価に関する事項
  - (7) 計画期間
  - (8) 公共施設等総合管理計画等との整合
  
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
  - (1) 現況と問題点
  - (2) その対策
  
3. 産業の振興・・ 9～13
  - (1) 現況と問題点
  - (2) その対策
  - (3) 計画
  - (4) 産業振興促進事項
  - (5) 公共施設等総合管理計画等との整合
  
4. 地域における情報化・・ 13～14
  - (1) 現況と問題点
  - (2) その対策
  - (3) 計画
  
5. 交通施設の整備、交通手段の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14～19
  - (1) 現況と問題点
  - (2) その対策
  - (3) 計画
  - (4) 公共施設等総合管理計画等との整合
  
6. 生活環境の整備・・ 20～21
  - (1) 現況と問題点
  - (2) その対策
  - (3) 計画
  - (4) 公共施設等総合管理計画等との整合
  
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進・・・・・・・・ 21～22
  - (1) 現況と問題点
  - (2) その対策
  - (3) 計画

<b>8. 医療の確保</b> ・・	22～23
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
<b>9. 教育の振興</b> ・・	23～24
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
<b>10. 集落の整備</b> ・・	25～26
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
<b>11. 地域文化の振興等</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26～27
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
<b>12. 再生可能エネルギーの利用の促進</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
<b>13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項</b> ・・・・・・・・・・・・・・・	27～28
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	

**【参考資料】**

過疎地域持続的発展特別事業分一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29～30
--	-------

# 1. 基本的な事項

## (1) 伊仙町の概況

### ①自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

#### (ア) 自然的条件

鹿児島から南へ約480キロメートルの洋上に浮かぶ徳之島の南西部に位置し、総面積が62.7平方キロメートルとなっている。町の北西部には標高417メートルの犬布岳があり、比較的平坦地に恵まれ南へ向かって緩やかな傾斜をなしている。気温は年平均21.8℃と高く、高温多湿で亜熱帯海洋性気候に属し、近年は地球温暖化等の影響もあり大型台風やゲリラ豪雨が非常に多く発生している。

#### (イ) 歴史的条件

本町の歴史として慶長14年以前は琉球北山王の統治下にあり、以後明治4年まで約260年間、鹿児島藩の統治下にあった。その後、明治41年には島尻村、大正10年には伊仙村となり昭和37年1月1日に町政が施行された。これまで奄美群島復興特別措置法や旧過疎法に基づき、一定の地域振興を果たしてきたが本土との格差は大きく、格差是正のための対策を講ずる必要がある。

#### (ウ) 社会的条件

本町の中心には、伊仙町役場、徳之島交流ひろば「ほーらい館」、直売所百菜、特別養護老人ホーム仙寿の里などが整備されている。経済関係施設として、伊仙郵便局、奄美信用組合伊仙支店、奄美信用金庫伊仙支店などがあり、8小学校3中学校、3公民館、3認可保育所2認定こども園、歴史民俗資料館などが教育文化施設として整備されている。また、町の東側には情報発信施設「徳之島なくさみ館」が整備されている。

#### (エ) 経済的諸条件

令和2年国勢調査の産業別就業人口の動向を見ると平成27年国勢調査に比べ、第1次産業で2.88%の減、第2次産業で増減なし、第3次産業で5.76%の増であった。第1・2次産業が減少し、第3次産業が増加する流れは今後も続くものと思われる。本町の主な産業は農業で、サトウキビやバレイショを中心に、カボチャ等の野菜やマンゴー・パッションフルーツなどの亜熱帯果樹の栽培が盛んであり、畜産等を組み合わせた複合経営が行われている。一方で高齢化等による担い手の減少は極めて重要な課題であり、農地整備や農業の効率化などの対策が急務である。

### ②伊仙町における過疎状況

社会水準の急激な発展、産業構造の変化、若者を中心とした本土への流出、少子高齢化などで令和2年の国勢調査による人口は6,139人となり、昭和35年の人口16,234人の37.82%と大きく減少した。人口の減少は、地域活性化を阻む大きな要因となっている。

旧過疎法に基づきこれまで、農業振興対策として「畑地帯総合整備事業」や「農産加工施設整備事業」、「認定農業者支援対策事業」を、地域活性化対策として「健康増進施設整備事業」や「観光拠点連携整備事業」を、定住促進対策として「子育て支援事業」や「企業誘致促進整備対策事業」を行い地域の振興を果たすことができたが、引き続き各種施策を推進していく必要がある。

### ③産業構造の変化及び地域の経済的な立地特性・社会的経済発展の方向

産業構造は、全国的に第1次産業の減少が進んでいるが、本町においても昭和35年と令和2年の第1次産業を比較してみると約87.30%も減少している。本町の基幹産業は農業（第1次産業）で、その構成比率の減少は農業就業者の減少を意味する。その大きな要因は少子化による若年就業者の減少と高齢化による離農者の増加が挙げられる。

今後、物価や所得格差等の離島という条件不利を克服するため、本町の基幹産業である農業はもちろん企業

誘致での雇用機会の創出、世界自然遺産登録や個性的な伝統文化などの観光資源を生かした移住定住・交流人口の増加など様々な展開を図る必要がある。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

本町の人口推移状況は、昭和35年から人口減少が続いており、令和2年国勢調査の人口は6,139人で平成2年国勢調査と比較すると30.4%減となっている。また、15歳～29歳までの人口の減少率は52.1%となっており、若者層の減少率は高くなっている。しかし、現在は健康増進施設の建設や住宅整備、子育て支援などにより人口減少は鈍化してきている。

次に、産業別就業人口の動向をみると平成2年の産業別就業人口は第1次産業で構成比率は47.15%、第2次産業で17.93%、第3次産業で34.89%であったが、令和2年では、第1次産業の構成比率は30.43%と第2次で12.0%、第3次で57.57%である。この数字を比較してみると、第1次産業と第2次産業においては減少、逆に第3次産業では増加しており、今後もこのような状況で推移していくものと思われる。

本町の基幹産業は農業（第1次産業）であり、少子化による若年就業者の減少と高齢化による離農者の増加などの問題を解決するため抜本的な対策が必要である。

表1—1(1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭 35 年			昭 和 4 0 年		昭 和 4 5 年		昭 和 5 0 年		昭 和 5 5 年	
	実 数	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率		
総 数	人 16,234	人 14,949	% △7.92	人 12,142	% △18.78	人 11,023	% △9.22	人 10,318	% △6.40		
0歳～14歳	6,893	6,288	△8.78	4,623	△26.48	3,292	△28.79	2,498	△24.12		
15歳～64歳	7,901	7,095	△10.20	5,990	△15.57	6,118	2.14	6,146	0.46		
うち15歳～29歳(a)	3,554	1,904	△46.43	1,426	△25.11	1,849	29.66	1,917	3.68		
65歳以上(b)	1,440	1,566	8.75	1,529	△2.36	1,613	5.49	1,674	3.78		
(a)/総数 若年者比率	% 21.89	% 12.74	—	% 11.74	—	% 16.77	—	% 18.58	—		
(b)/総数 高齢者比率	% 8.87	% 10.48	—	% 12.59	—	% 14.63	—	% 16.22	—		

区 分	昭 和 6 0 年		平 成 2 年		平 成 7 年		平 成 1 2 年		平 成 1 7 年	
	実 数	増減率	実 数	増 減 率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 9,826	% △4.77	人 8,821	% △10.23	人 8,151	% △7.60	人 7,769	% △4.69	人 7,255	% △6.62
0歳～14歳	2,291	△8.29	1,985	△13.36	1,640	△17.38	1,292	△21.22	1,025	△20.67
15歳～64歳	5,814	△5.40	4,943	△14.98	4,298	△13.05	4,011	△6.68	3,728	△7.06
うち 15歳～29歳 (a)	1,520	△20.71	952	△37.37	776	△18.49	866	11.60	808	△6.70
65歳以上 (b)	1,721	2.81	1,893	9.99	2,213	16.90	2,466	11.43	2,501	1.42
(a)/総数 若年者比率	% 15.47	—	% 10.79	—	% 9.52	—	% 11.15	—	% 11.14	—
(b)/総数 高齢者比率	% 17.51	—	% 21.46	—	% 27.15	—	% 31.74	—	% 34.47	—

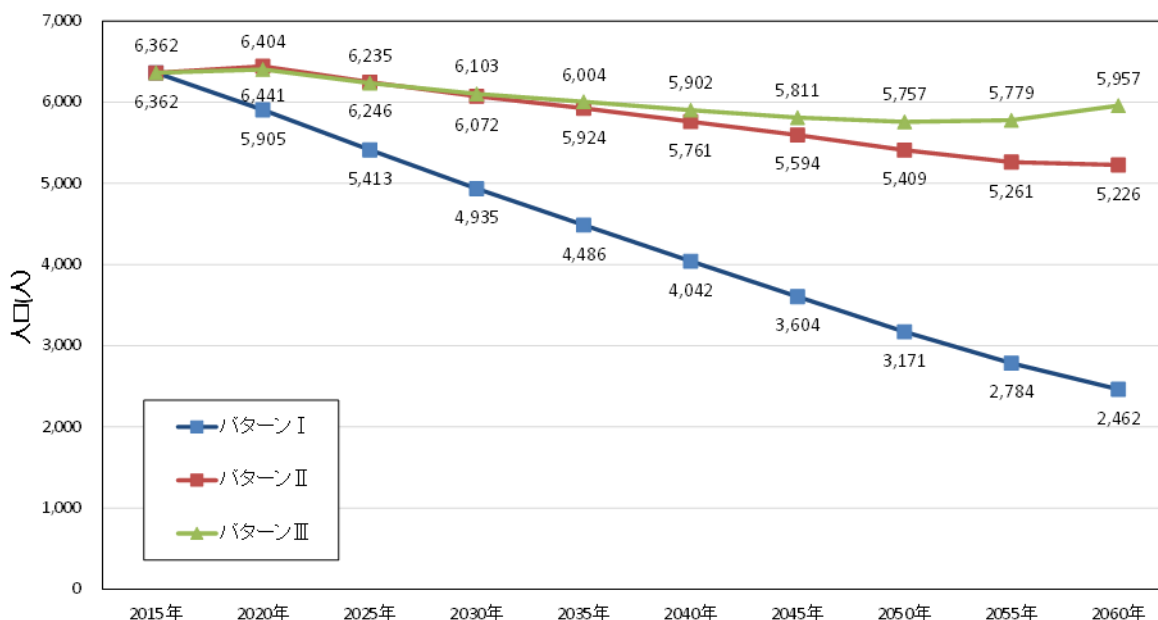
区 分	平 成 2 2 年		平 成 2 7 年		令 和 2 年	
	実 数	増減率	実 数	増 減 率	実 数	増減率
総 数	人 6,844	% △5.67	人 6,362	% △7.04	人 6,139	% △3.51
0歳～14歳	976	△4.78	965	△1.13	985	2.07
15歳～64歳	3,478	△6.71	3,145	△9.57	2,831	△9.98
うち 15歳～29歳 (a)	603	△25.37	507	△15.92	456	△10.06
65歳以上 (b)	2,390	△4.44	2,251	△5.82	2,323	3.20
(a)/総数 若年者比率	% 8.81	—	% 7.97	—	% 7.43	—
(b)/総数 高齢者比率	% 34.92	—	% 35.38	—	% 37.84	—

表1—1(2) 人口の推移（住民基本台帳）

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日		平成22年3月31日		
	実 数	構 成 比	実 数	構 成 比	実 数	構 成 比	増 減 率
総 数	人 8,218	—	人 7,907	—	人 7,323	—	% △7.39
男	4,026	48.99%	3,974	50.26%	3,649	49.83%	△8.18
女	4,192	51.01%	3,933	49.74%	3,674	50.17%	△6.59

区 分	平成27年3月31日			令和2年3月31日			
	実 数	構 成 比	増 減 率	実 数	構 成 比	増 減 率	
総数 (外国人住民除く)	人 6,972	—	% △4.79	人 6,513	—	% △6.58	
男 (外国人住民除く)	3,525	% 50.56	△3.40	3,322	% 51.01	△5.76	
女 (外国人住民除く)	3,447	% 49.44	△6.18	3,191	% 48.99	△7.43	
参 考	男(外国人住民)	5	0.07	—	7	0.11	40.00
	女(外国人住民)	15	0.22	—	19	0.29	26.67

表1—1(3) 人口の見通し（第2期伊仙町まち・ひと・しごと創生総合戦略より抜粋）



パターンⅠ：国立社会保障・人口問題研究所推計値

パターンⅡ：第2期伊仙町総合戦略の効果による人口推計

パターンⅢ：第2期伊仙町総合戦略の効果による人口推計（構成比変化）



表1—1(4) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 7,732	% —	人 6,229	% △19.44	人 5,129	% △17.66	人 4,409	% △14.04	人 4,546	% 3.11
第一次産業 就業人口比率	% 85.97	% —	% 83.30	% —	% 70.62	% —	% 53.10	% —	% 46.02	% —
第二次産業 就業人口比率	% 4.96	% —	% 5.43	% —	% 11.64	% —	% 22.05	% —	% 25.63	% —
第三次産業 就業人口比率	% 9.06	% —	% 11.27	% —	% 18.97	% —	% 24.86	% —	% 28.35	% —

	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 3,905	% △14.10	人 3,631	% △7.02	人 3,415	% △5.95	人 3,169	% △7.20	人 2,907	% △8.27
第一次産業 就業人口比率	% 49.55	% —	% 47.15	% —	% 43.46	% —	% 38.81	% —	% 36.4	% —
第二次産業 就業人口比率	% 18.57	% —	% 17.93	% —	% 18.07	% —	% 16.35	% —	% 14.8	% —
第三次産業 就業人口比率	% 31.88	% —	% 34.89	% —	% 38.48	% —	% 44.84	% —	% 48.8	% —

	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 2,880	% △0.93	人 2,716	% △5.69	人 2,774	% 2.14
第一次産業 就業人口比率	% 35.06	% —	% 32.0	% —	% 30.43	% —
第二次産業 就業人口比率	% 12.56	% —	% 12.26	% —	% 12.00	% —
第三次産業 就業人口比率	% 52.25	% —	% 55.6	% —	% 57.57	% —

### (3) 伊仙町行財政の状況

本町においては、少子高齢化の急速な進行や多様化しつつある住民ニーズに伴う行政サービスの需要増、また社会保障費の増加や公債費も引き続き高水準で推移している。また、庁舎建設や学校建築も控えており、今後とも厳しい財政状況が続くものと見込まれている。

このような状況を踏まえ、簡素で効率的な行政運営、コスト意識を持った経費の削減、町税等自主財源の安定確保などの行財政改革に取り組んでいる。

今後も効果的かつ効率的な配分を行い、また創意工夫と経営感覚を発揮し歳出削減や新たな財源確保に様々な方策を実施して、町政経営基盤の強化と財政健全化を図っていく必要がある。

表1-2(1) 伊仙町財政の状況

(単位:千円)

区 分	平成 1 2 年 度	平成 1 7 年 度	平成 2 2 年 度
歳入総額 A	6,448,290	4,952,002	7,388,656
一般財源	3,893,900	3,113,768	3,565,270
国庫支出金	613,844	473,474	2,308,952
都道府県支出金	641,144	339,700	418,694
地方債	1,058,200	863,900	720,215
うち過疎債	(667,800)	(175,800)	(179,000)
その他	241,202	161,160	375,525
歳出総額 B	6,364,025	4,940,140	7,157,454
義務的経費	2,335,730	2,377,771	2,472,875
投資的経費	1,241,055	1,263,349	2,949,348
うち普通建設事業	(911,326)	(1,056,430)	(2,911,024)
その他	1,695,318	1,299,020	1,735,231
過疎対策事業費	1,091,922	0	0
歳入歳出差引額C(A-B)	84,265	11,862	231,202
翌年度へ繰越すべき財源D	51,644	4,154	34,603
実質収支C-D	32,621	7,708	196,599
財政力指数	0.11	0.13	0.12
公債費負担比率	17.9	23.5	19.6
実質公債費比率	—	—	14.0
起債制限比率	13.5	13.9	—
経常収支比率	86.7	94.5	84.3
将来負担比率	—	—	144.3
地方債現在高	6,412,569	6,988,475	8,845,313

区 分	平成 2 5 年 度	平成 2 7 年 度	令和 元 年 度
歳入総額 A	5,683,784	5,993,308	6,600,261
一般財源	3,434,166	3,642,072	3,656,216
国庫支出金	731,410	709,039	1,365,577
都道府県支出金	486,089	455,940	502,313
地方債	662,009	848,292	522,603
うち過疎債	(258,000)	(608,000)	(289,400)
その他	370,110	337,965	553,552
歳出総額 B	5,550,523	5,910,998	6,574,479
義務的経費	2,519,036	2,673,428	2,833,840
投資的経費	1,325,542	1,157,197	1,631,186
うち普通建設事業	(1,175,648)	(941,628)	(1,076,394)
その他	1,240,242	1,326,584	1,312,117
過疎対策事業費	465,703	753,789	797,336
歳入歳出差引額C(A-B)	133,261	82,310	25,782
翌年度へ繰越すべき財源D	21,094	6,319	12,532
実質収支C-D	112,167	75,991	13,250
財政力指数	0.11	0.11	0.12
公債費負担比率	21.7	21.2	21.2
実質公債費比率	13.4	11.7	10.2
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	89.7	87.0	92.0
将来負担比率	138.7	123.4	80.2
地方債現在高	8,491,546	8,290,391	7,636,657

# 伊仙町行政組織図

※令和3年4月1日現在

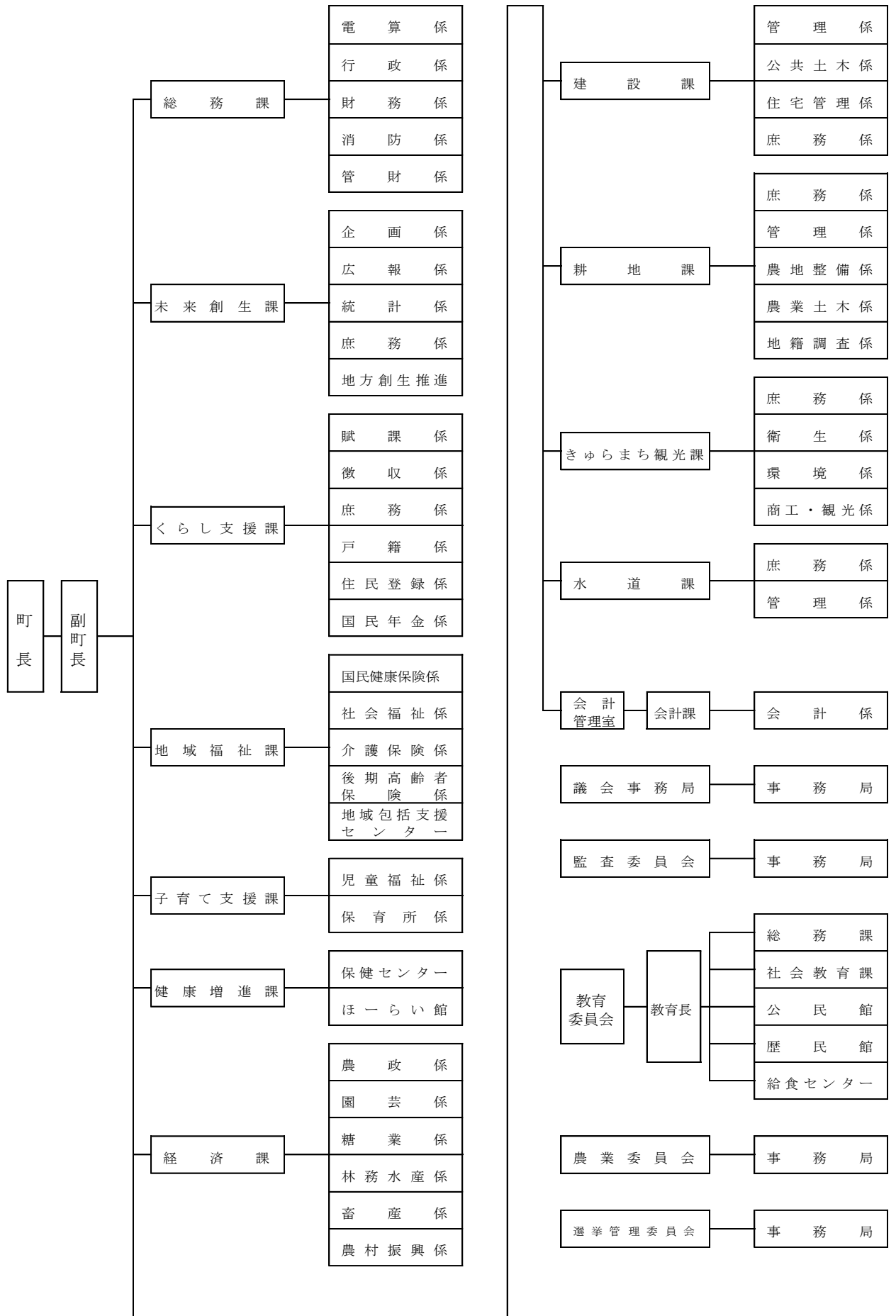


表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	平成 25 年度末	令和元 年度末
市町村道						
改良率 (%)	41.8	68.0	72.95	75.4	75.5	75.6
舗装率 (%)	38.0	60.3	71.33	74.1	74.6	85.8
農 道						
延長 (m)	—	24700	22000	22000	22000	60476
耕地 1ha 当り農道延長(m)	—	—	9.5	11.2	9.0	24.8
林 道						
延長 (m)	—	—	—	—	—	—
林野 1ha 当り林道延長(m)	—	—	—	—	—	—
水道普及率 (%)	99.7	99.7	99.9	99.5	99.5	99.6
水洗化率(%)	1.98	11.98	22.4	62.9	68.6	71.4
人口千人当り病院・診療所 の病床数 (床)	20	14	5	2.77	2.89	2.92

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

本町では、第5次伊仙町総合計画において「雇用・定住・所得増に挑戦する活気あふれる伊仙（まち）」を基本理念に、伊仙町の将来像を実現するために以下のとおり基本方向を定めている。

本計画においても、第5次伊仙町総合計画及び第2期伊仙町まち・ひと・しごと創生総合戦略に即しながら、引き続き総合的かつ計画的な過疎対策を実施し、本町の持続的発展を図っていくこととする。

##### 1 長寿子宝の先進モデルのまちづくり

高齢者が住み慣れた地域で健康で自立した生活ができるよう生きがいづくりや健康づくり、社会参画を積極的に支援する。「子ども宝」の精神文化のもと、親・家族・親戚・地域が子育てを支援する優しい町を目指していく。

また、長寿と子宝の双方が相乗効果をもたらしている本町の取組を、国内の他地域へ波及できる体制づくりや施策を行い、さらに「生涯活躍のまち（日本版 CCRC）」を推進するとともに全国の少子高齢化を乗り越える先進モデルとなるまちづくりを推進していく。

##### 2 人口増加・定住促進を増やすまちづくり

地域社会の活力を維持し、個性豊かな地域づくりを進めていくためには、地域を支える力となる若年層の定住を促進する。そのためには企業誘致はもちろん基幹産業である農業など魅力ある就労の場の確保、公営住宅の整備、子育て世代への手厚い支援など若年層やU・Iターン者が住んでみたい、住み続けたいと感じるまちづくりを推進していく。

##### 3 世界自然遺産及び歴史・文化を活かしたまちづくり

世界自然遺産の登録が決定し、希少価値のある動植物も多く生息する豊かな自然を保護・保全すべく、住民の自然保護意識の熟成・啓発を図りながら「自然と共生するまち」づくりを推進していく。また、地域のもつ歴史・文化の貴重な宝を周知・理解し、文化財を活用したまちづくりを進め、これら自然・歴史・文化を活用した魅力ある観光地の形成を図っていく。

##### 4 農業・第6次産業振興を生かした産業づくり

基幹産業である農業の生産額向上のため、生産基盤整備の推進、経営体制の充実、6次産業化による農産物の高付加価値化といった様々な対策を行い、「経営が成り立つ農業」を確立していく。

##### 5 共生・協働で活力あるまちづくり

町民や事業者・行政が連携し協働のまちづくりを進めるとともに、町民が積極的にまちづくりに参加、関心を持てる仕組みづくりを推進していく。また、すべての人がお互いの人権を尊重する社会の形成、皆で支える地域社会を推進する。

### (5) 地域の持続的発展のための基本目標

平成27年度に策定した「第5次伊仙町総合計画」で定める数値目標及び、令和元年度に策定した「第2期伊仙町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における将来人口推計結果に基づき、令和7年度の将来人口は国立社会保障・人口問題研究所の推計結果5,413人を上回る、6,000人以上を基本目標とし、必要な施策を推進する。

### (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画最終年度（令和7年度）に、分野ごとの事業実績及び進捗状況の整理を行い、町ホームページ等を利用して住民へ向けて達成状況の評価を公表する。

### (7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5ヵ年間とする。

### (8) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、昭和40年代から昭和50年代、平成10年代後半から平成20年代を中心に、町民需要に応じて学校、公営住宅等の公共施設等を数多く建設してきた。しかし現在、人口の減少等を受けて、公共施設等に対する利用需要に変化が生じている。また、これまでに建設された公共施設等の老朽化が進んでおり、今後修繕・更新等に多額の費用が必要になることが見込まれる。

一方、財政面においても、人口減少による町税収入の伸び悩みや、普通交付税の減少等の影響により、財政状況が悪化することが見込まれ、公共施設等の更新に係る費用を適正な水準に抑えることが課題となっている。

こうした状況の中、長期的な視点をもって更新・長寿命化等の施策を計画的に行うことにより、公共施設等の更新等に係る財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することで行政サービスの水準を確保するため、「伊仙町公共施設等総合管理計画」を平成28年3月に策定した。

本計画では、令和3年度に改定を予定している「伊仙町公共施設等総合管理計画」との整合を図りながら、関連する公共施設等の計画的な管理を推進するとともに、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

## 2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現状と問題点

平成24年からは空き家バンク制度を導入し、空き家賃借の仲介を行ってきたが、賃借とも登録者が少なく受け入れ態勢が整っていないのが現状である。全国的な高齢化と過疎化の進行に伴い、町内においても空き家数は加速度的に増加しており、空き家の利活用は今後とも課題となる。

### (2) その対策

引き続き空き家バンク制度により賃借の仲介を続けていくとともに、集落住民等から地域の空き家情報を収集し、空き家の問題・価値を認識してもらい地域の資源としての有効活用を推進する。併せて、各種補助事業等を活用した空き家対策等、地域活性化に供する取り組みを検討していく。

## 3. 産業の振興

### (1) 現況と問題点

本町の産業構造は、第2次産業の変動は少なく第1次産業の割合が年々減少し、第3次産業は増加する傾向が続いている。

基幹産業である農業は、台風常襲地帯・離島という地理的不利の中、さとうきびと輸送野菜・畜産を組み

合わせた複合経営が行われているが、農産物価格の不安定化や高い輸送コスト・担い手の減少による農業生産力の低下など農業を取り巻く環境は厳しい状況に置かれている。また有害鳥獣による被害も深刻化している。

野菜については、かごしまブランド産品であればいしよを中心に生産額の向上につながっているが、栽培期間以外は耕作されていない圃場が多く、輪作体系が確立されていない。また引き続き「農林水産物輸送コスト支援事業」を活用し、生産基盤の強化に努め、生産拡大を図っていく必要がある。

さとうきびについては、大型台風の襲来による不作や低単収が問題となっている。「さとうきび増産基金事業」等を活用し、面積拡大及び生産量の増産に取り組み、令和2・3年期中においては作付面積・生産量ともに回復の兆しを見せているが、低単収の状況が続いている。

畜産については、畜産農家の高齢化や後継者不足等により、飼養農家戸数、頭数共に減少の一途を辿っている。労働力不足から、個体管理及び衛生環境の悪化により繁殖成績、セリ出荷牛の品質低下が見られる。

農業基盤の整備は大変重要であり、土地を最大限に活用した効率的な農業経営、新規参入者への支援を行い、農業所得の向上や農業就業者の確保を図る必要がある。また、農業者の高齢化、人口減少に起因する農業後継者の減少、近年では新型コロナウイルスの影響もあり、地域との関わりの希薄化による地域協働活動の沈滞化が課題となっている。

水産業については、資源確保のため、サメ・オニヒトデ駆除、魚礁の設置、イカシバの投入、種苗放流など新たな水産資源の定着化を図っているが、赤土流出等による海藻等の死滅により漁獲量は減少しつつある。さらに台風の常襲、冬季の季節風などにより操業への制約がある。

商工行政については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、商業を取り巻く環境は厳しく、今後、新しい生活様式へ対応した上で、魅力と賑わいのある商店街の再生が必要不可欠である。

観光についても商工行政と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、入込観光客数は減少傾向となっている。魅力ある観光地形成のため、既存観光資源の質的向上を図るとともに新たな観光資源の発掘に加え、町独自の文化資源を活かした持続可能な観光メニューの開発も課題となっている。また令和3年7月には「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産登録が決まり、今後、外国人観光客の増加を見据えた受け入れ態勢の整備を図る必要がある。

特定地区公園整備事業については、他の施設と同様、老朽化に伴う維持管理が今後の課題となる。

## (2) その対策

本町の農業生産額の向上を図るため、さとうきび・ばれいしよ・肉用牛の基幹3品目を中心に果樹・花卉を組み合わせ合わせた複合経営をさらに進める。また畑かん通水に合せ新規品目の選定・普及を行い、輪作体系確立を図っていく。優良農地の確保と生産性向上を図るため農地整備や用排水施設・農道等の農業施設の維持管理・整備といった生産基盤整備に努めていく。意欲的な認定農業者の確保・育成と経営改善支援に努めるとともに、地域における営農の実情に応じた担い手への支援強化及び営農体制の強化を図る。農産物の生産拡大を進めながら、輸送コスト支援事業を活用し販売体制の強化やPRに努め、農産物の加工や特産品化など他産業との連携を図りながら6次産業化を推進していく。また、イノシシ等の有害鳥獣被害の対策として、わな購入に対する助成や有害鳥獣の捕獲活動経費の支援、狩猟免許取得に関わる広報活動を推進していく。

畜産については、優良素牛保留に対する助成を行い、殖雌牛頭数の減少に歯止めをかけ、増頭を図る。また、繁殖成績の向上やセリ出荷牛の品質向上が図られるよう、自給飼料の生産用機械の導入や牛舎の整備で生産環境を整え、優良牛の保留に努めていく。

水産振興においては、引き続きサメ・オニヒトデ駆除、魚礁の設置、イカシバの投入、種苗放流を実施し、資源確保を図る。

商工行政については、新型コロナウイルス感染症の感染対策を促進し、新しい生活様式に対応した顧客が安心して利用できる商工業を推進する。また、商工会と連携し地域の独自性を生かした魅力ある商店街づくりに資する自主的な取り組みを支援し、さらにはプレミアム付き商品券などを発行し地元消費の拡大を図る。加えて、若者の定住を促していく観点からも安定的な雇用の確保は必要不可欠であり、地元商工業者の活性化と併せて企業誘致をさらに進めていく。新型コロナウイルスの発生により、国内でテレワークの普及が急速に進むなかで、本町のサテライトオフィスを拠点とした都市部の企業誘致によるテレワークを推進するため、進出企業に対する支援を行い、新たな雇用創出を生み出す。

観光については、既存の観光地の整備・保全はもちろん、新たな観光資源の発掘に加え、町独自の文化

資源を活かした持続可能な観光メニューの開発を促進する。また、世界自然遺産登録が決まり、徳之島観光連盟等の関係団体・機関と連携し、観光客の視点に立った情報発信やPR活動と併せてガイド育成事業等を行い、外国人を含む観光客の受け入れ態勢の充実を図る。

集落景観、自然景観、歴史的・文化的景観に配慮した景観計画を策定し、住民が誇りをもって暮らせる生活環境を整備する。

また世界自然遺産登録が決定したことで、地域資源を生かしたグリーンツーリズムなどのニューツーリズムの推進やスポーツ活動・大学研究機関等のゼミ活動の合宿など、滞在に繋がる誘致も促進していく。

「特定地区公園整備事業」については、平成25年度に策定した「義名山公園施設長寿命化計画」に基づき利用者の安心安全を図るため、計画的に点検・改修を実施する。

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	畑地帯総合整備事業 (担い手育成型) 第二面縄1期地区	県	
		畑地帯総合整備事業 (担い手育成型) 第二面縄2期地区	県	
		畑地帯総合整備事業 (担い手育成型) 喜念地区	県	
		畑地帯総合整備事業 (担い手育成型) 糸木名地区	県	
		畑地帯総合整備事業 (担い手支援型) 木之香阿権地区	県	
		畑地帯総合整備事業 (担い手支援型) 崎原地区	県	
		畑地帯総合整備事業 (担い手支援型) 西部地区	県	
		畑地帯総合整備事業 (担い手支援型) 東部1期地区	県	
		水利施設等保全高度化事業 (簡易整備型) 目手久地区	町	
		畑地帯総合整備事業 (担い手支援型) 東部2期地区	県	
		水利施設等保全高度化事業 (基幹水利施設保全型) 第一伊仙東部地区	県	
		水利施設等保全高度化事業 (基幹水利施設保全型) 第二伊仙中部地区	県	
		水利施設等保全高度化事業 (担い手支援型) 面縄地区	県	

水産業	国営かんがい排水事業 徳之島用水二期地区負担金	国	
	さとうきび優良種苗供給確保事業	町	
	奄美農業緊急支援事業（ソフト）	町	
	奄美農業緊急支援事業 （バレイショ栽培管理機械一式）	営農団体	
	農業次世代人材投資事業・経営開始 資金	町	
	農業担い手育成確保事業	町	
	鳥獣被害対策実践事業	町	
	町単畜産振興事業 （畜産飼養・衛生環境向上対策事業）	町	
	離島漁業再生支援事業	町	
(4) 地場産業の振興 技能習得施設 試験研究施設	農業支援センター運営費	町	
(5) 企業誘致	サテライトオフィス進出企業負担金	町	
(9) 観光又はレクリ エーション	観光拠点連携整備事業	町	
	特定地区公園整備事業	町	
(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 第1次産業	優良素牛保留事業	町	
	奄美群島農林水産物等輸送コスト支 援事業	町	
	プレミアム付き商品券発行補助	町	
	環境にやさしい農業総合推進事業	町	



		さとうきび増産推進事業	町	
		農地整備事業 (実施計画策定等) (ソフト) NN 実計 面縄	県	
		農村整備事業 (実施計画策定等) (ソフト) 中部ダム	県	

#### (4) 産業振興促進事項

##### (i) 産業振興促進区域及び振興すべき事項

産業振興促進地域	業種	計画期間	備考
伊仙町全域	製造業、農林水産物販売業、宿泊・観光業、情報サービス業、旅館業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

##### (ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

当該区域の産業振興を促進するため、上記(2)、(3)に記載された事業の推進に努める。

#### (5) 公共施設等総合管理計画との整合

伊仙町の土地改良施設の維持管理、更新等を着実に計画的に推進する中期的な取組の方向性を明らかにするため、令和2年度に「インフラ長寿命化計画」を策定し、これによってインフラの長寿命化に向けた取組をさらに強力に推進する。また、農業農村整備事業管理計画及び長期計画を基本とし、過疎対策における関連事業を適切に実施していく。

「特定地区公園整備事業」については、平成25年度に策定した「義名山公園施設長寿命化計画」に基づき利用者の安心安全を図るため、計画的に点検・改修を実施する。

## 4. 地域における情報化

### (1) 現状と問題点

光ファイバー網は約10年前に町内一円整備済だが、台風や自然災害、また経年劣化による破損や断線が多々生じており、設備の維持管理が町の財政に大きな負担となっている。

公衆無線 LAN 整備については、令和元年度よりまず避難所へ適宜整備を始めているが、各集落の避難所施設へは自家発電が整備されていない箇所が多く、大きな台風や災害が発生してしまうと防災情報を発信するための公衆無線 LAN が意味を持たなくなってしまう。

### (2) その対策

光ファイバー網の安定的な利活用を促進するため、令和3年度より維持管理にかかる費用を国の事業を活用して町の財政負担を軽減しており、事業活用と並行し引き続き特別交付税措置の拡充を要望していく。

公衆無線 LAN 整備については、現行整備されている箇所は蓄電池や自家発電が整備されており長期の停電に備えている。近年激甚化している災害に備えるため、各集落の避難所施設についても活用可能な事業により自家発電施設の整備と併せて公衆無線 LAN 整備を推進していく。

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等 情報化のための 施設 ブロードバンド施設	公衆無線 LAN 環境整備事業	町	
	防災行政無線用施設	防災無線保守管理委託	町	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	光伝送路施設保守委託事業	町	

## 5. 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

これまでも町の重点施策として道路整備を進めてきたが、本町は典型的な散在集落で道路網も長く、町道改良率75%、舗装率85%と低い状況にあり、老朽化も著しいため今後も積極的に整備を進める必要がある。また、町民生活の基盤となる道路には、幅員の狭い箇所もあり、消防車両等の緊急車両の通行が困難で、町民の安全確保に支障となっている。

住民の日常的な移動のための生活交通の維持・確保や、離島住民の交通手段となっている航路航空路運賃の負担軽減が課題となっている。

### (2) その対策

今後も地域振興を図る上で必要不可欠である道路整備を、生活空間の安全確保・利便性・景観等に配慮しながら新規整備はもちろん現道の修繕・維持管理を進めていく。また主要地方道伊仙亀津徳之島空港線における未整備箇所の早期整備の要望も続けていく。

住民の日常的な移動のための生活交通を維持・確保するための「地方交通特別対策事業」、離島住民の交通手段の負担軽減となっている「航路航空路運賃軽減等事業」は引き続き進めていく。

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	阿三中山線 L=800.0m W=4.0m	町	防災・安全
		阿三中山線 L=295.0m W=6.0m	町	過疎
		東面縄目手久線 L=161.2m W=4.0m	町	
		上面縄糸木名線 L=1160.0m W=4.0m	町	防災・安全

	阿権馬根線 L=130.0m W=4.0m	町	
	東花津川線 L=100.0m W=4.0m	町	
	西伊仙東線 L=500.0m W=4.0m	町	
	東伊仙竿畑線 L=240.0m W=4.0m	町	
	ナーワタリ線 L=231.9m W=4.0m	町	
	下検福目手久線 L=146.7m W=4.0m	町	
	木之香崎原線 L=650.0m W=4.0m	町	防災・安全
	木之香崎原線 L=200.0m W=4.0m	町	過疎
	下岬線 L=105.0m W=4.0m	町	
	佐弁5号線 L=120.0m W=4.0m	町	
	阿権島権線 L=224.8m W=4.0m	町	
	東伊仙東公民館横線 L=100.0m W=4.0m	町	
	西目手久喜念線 L=600.0m W=4.0m	町	防災・安全
	前泊ミチウド線 L=150.0m W=4.0m	町	
	糸木名中央線 L=300.0m W=4.0m	町	
	西阿三線 L=100.0m W=4.0m	町	
	西阿三線 L=150.0m W=4.0m	町	過疎
	テーノジ線 L=300.0m W=4.0m	町	

		馬根大東線 L=150.0m W=4.0m	町	防災・安全
		喜念白井線 L=800.0m W=4.0m	町	防災・安全
		ギノツ東耳付線 L=300.0m W=4.0m	町	
		仙寿の里横線 L=100.0m W=4.0m	町	過疎
		コシヨニ中里線 L=100.0m W=4.0m	町	
		大郷町田線 L=100.0m W=4.0m	町	
		ウンスク線 L=100.0m W=4.0m	町	
		シンテ線 L=100.0m W=4.0m	町	
		カネク線 L=200.0m W=4.0m	町	
		フーチ上線 L=400.0m W=4.0m	町	
		伊仙阿三線 L=500.0m W=4.0m	町	防災・安全
		鹿浦線 L=300.0m W=4.0m	町	防災・安全
		アラマシ堀割線 L=400.0m W=4.0m	町	
		阿権八重竿線 L=300.0m W=4.0m	町	
		糸木名犬田布線 L=560.0m W=4.0m	町	防災・安全
		糸木名犬田布線 L=251.0m W=4.0m	町	過疎
		朝戸具線 L=200.0m W=4.0m	町	

	大具線 L=100.0m W=4.0m	町	
	木之香糸木名線 L=300.0m W=4.0m	町	過疎
	東伊仙中央線 L=200.0m W=4.0m	町	
	面縄中山線 L=300.0m W=4.0m	町	
	木之香糸木名線 L=300.0m W=4.0m	町	防災・安全
	シオンミチ線 L=150.0m W=4.0m	町	
	コウジミヤモト線 L=300.0m W=4.0m	町	
	サキマ2号線 L=200.0m W=4.0m	町	
	タンコウ2号線 L=150.0m W=4.0m	町	
	トミダ線 L=100.0m W=4.0m	町	
	西花津川線 L=300.0m W=4.0m	町	
	中里納原線 L=200.0m W=4.0m	町	
	サタアタリ線 L=150.0m W=4.0m	町	
	仲間田線 L=150.0m W=4.0m	町	
	西ハンタ坂水線 L=100.0m W=4.0m	町	
	ウチャディ線 L=200.0m W=4.0m	町	
	中原ウンバレ線 L=300.0m W=4.0m	町	
	下原1号線 L=150.0m W=4.0m	町	

		西下線 L=200.0m W=4.0m	町	
		上川線 L=300.0m W=4.0m	町	
		上川線 L=150.0m W=4.0m	町	過疎
		美屋元線 L=200.0m W=4.0m	町	
		検福西線 L=100.0m W=4.0m	町	
		カテナネ線 L=100.0m W=4.0m	町	
		目手久下原横線 L=100.0m W=4.0m	町	過疎
		中組タンコウ線 L=200.0m W=4.0m	町	防災・安全
		瀬田海線 L=200.0m W=4.0m	町	防災・安全
		古里西伊仙線 L=200.0m W=4.0m	町	防災・安全
		マコ平平石線 L=150.0m W=4.0m	町	過疎
		上里イジュマシ線 L=150.0m W=4.0m	町	過疎
		フンデヤ線 L=150.0m W=4.0m	町	過疎
		東犬田布上原線 L=350.0m W=4.0m	町	防災・安全
		番所3号線 L=400.0m W=4.0m	町	防災・安全
	橋りょう	木名袋線 木名袋1号橋 外1橋 L=11.9m W=4.0m	町	
		上面縄糸木名線 牧原橋 外1橋 L=28.5m W=7.58m	町	

		馬根大東線 第2白水橋 L=14.5m W=6.3m	町	
		馬根大東線 白水橋 L=8.0m W=3.75m	町	
		カネク線 兼久橋 L=11.10m W=3.7m	町	
		長寿命化修繕計画 点検25橋	町	
		伊仙馬根線 中山橋 L=9.0m W=7.6m	町	
		阿権馬根線 上白水橋 L=5.5m W=6.4m	町	
		坂水線 坂水橋 外1橋 L=19.0m	町	
		目手久下原横線 下阿木野橋 L=13.5m W=5.2m	町	
		上面縄糸木名線 山寿橋 L=7.5m W=5.4m	町	
	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	公共交通	地方公共交通特別対策事業	町	
		航路航空路運賃軽減等事業	町	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方

##### 道路

幹線道路との接続性や安全性の向上を図るため、道路改良や路面改修を推進する。また、道路パトロールを強化し、道路状況の的確な把握に努め、事故防止への迅速な対応を図る。併せて、道路の利用状況や劣化状況を踏まえ、安全に通行できる状態を維持するため、計画的な維持管理を行う。

##### 橋りょう

橋りょうの損傷や劣化の状況を把握し、適切な時期に的確な方法で処置を行うため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、従来の「対症療法型」の維持管理手法から脱却し、中長期的な目標設定型の計画的な「維持管理体制手法」への移行を図り、維持管理を戦略的に推進する。

町民生活の基盤となる道路には、幅員の狭い箇所もあり、消防車両等の緊急車両の通行が困難で、町民の安全確保に支障となる。また、道路の老朽化は交通事故の原因ともなり、町民の安全で安心な生活を支えるためには、今後も継続的に道路拡幅などの改良の実施を計画的に行い、公共施設等の更新等に係る財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら適切に事業を実施していく。

## 6. 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

本町の上水道事業は、令和2年度より4地区体制の運営が、1地区と統合されて全域に平均的な安定運営が容易になった。また、普及率は99.6%となり、今後は水質と水量の安定供給と漏水対策等の危機管理に推移していく。しかしながら事業の枠を超えた水源地域の開発行為やダムなどへの濁水や汚水の流入防止策の強化が課題となってくる。台風や大雨に限らず地震や地滑りなども視野に入れた総合的な機能強化を図っていく。一方の配水環境、徴収にも同様の強化を図る。

本町の汚水処理人口普及率は、県・国平均とは大きな開きがあり、今後も積極的に各家庭への合併処理浄化槽の設置を推進する必要がある。

本町には排水路整備がされていない町道があり、生活排水が道路、畑地、宅地内で自然沈下処理されていることから環境衛生面で支障をきたす状態にある。合併処理浄化槽設置補助事業に加えて本事業を導入することで環境整備のさらなる充実を図るものである。

未だ農作業や夜間外出時に脅威となっているハブについては、近年減少傾向にあるものの、引き続き対策が必要である。

### (2) その対策

老朽管更新事業を継承し断水事故や給水量の不足に備えるが、一方、課金や徴収体制の強化は必須であるため、料金の見直しと徴収強化に取り組んでいく。

AI・デジタル技術を活用し、漏水調査を効率的に行い、漏水対策を計画的かつ省力化する。

快適な生活環境の確保や河川などの水質保全を保つため、合併処理浄化槽の設置を推進する。

排水路整備を実施し、住民の生活環境及び自然環境の保全を確保しながら本事業を推進していく。

ハブ咬傷者の減少や農作業時の不安解消を図るため、引き続きハブ買上事業を進めていく。

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設  上水道	旧簡易水道地域施設等整備事業	町	
		生活基盤施設機能強化等事業	町	
		配水本管・枝管老朽管布設替	町	
		AI・デジタル技術を活用した漏水調査の効率化事業	町	
	(2) 下水処理施設  その他	地方改善施設整備事業（下水排水路整備）	町	
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 生活	ハブ買上事業	町	



		合併処理浄化槽設置補助事業	町	
--	--	---------------	---	--

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方

##### 上水道施設

上水道施設については、施設の耐震性能の向上を図るとともに、安全な水質で安定的なサービスを提供できるよう、計画的な補修、補強、更新を行い、施設機能を健全に維持する。また、施設機能の健全性の維持と水道経営の健全性とを両立するため、対策を講じる施設の優先順位を明確にし、優先順位に沿った計画的な維持管理を行う。

## 7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

本町は、現在、合計特殊出生率全国2位の子宝の町ではあるが、子育てや教育にかかる経済的負担が大きい。子育て家庭やひとり親家庭の経済的負担の軽減を図りながら、出産や子育てしやすい環境づくりが必要である。

また依然として高い高齢化率にあり、今後高齢単身世帯の増加が見込まれ、地域社会のつながりの希薄化とともに孤立が予想される。こうしたことから高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立し、社会参画しながら尊厳を持って安心して暮らしていけるよう、自助・共助・公助のバランスのとれた心豊かで活力ある長寿社会を実現していくことが必要である。

障がいのある人が地域社会の中できるとともに暮らし、様々な社会活動に自由に参加できるように、福祉、保健、医療、雇用などの分野にわたり総合的な施策の推進が必要である。

### (2) その対策

子育て支援に関しては、「子育て支援事業」や「子ども医療費助成事業」、「義務教育就学時医療費助成事業」、「ひとり親医療費助成事業」等の経済的支援はもちろん子育て世代の交流・育児相談などの相談体制の充実、地域ぐるみで子育て支援できる環境づくり、さらに保育サービスの拡充や施設整備など安全でより良い保育環境づくりに努める。また子どもの発育、発達に応じた支援も充実させていく。

高齢者福祉に関しては、高齢者を支える地域の自主活動グループを支援するとともに、高齢者が身近に集える場づくり、健康づくりを推進し高齢者がいきいきと暮らせる施策を進めていく。永年にわたり社会のために貢献した高齢者へ敬老の意を表すための敬老祝金支給は引き続き進めていく。また、令和2年度より新たに一般社団法人として組織改編をした「シルバー人材センター運営補助金事業」は、自立運営の促進を図りながら適切な交付を行う。さらに介護保険制度が予防重視型へと転換されたのを受け、高齢者が要介護状態にならないよう、重度化しないよう地域包括支援センター・徳之島交流ひろば「ほーらい館」と連携し、介護予防事業の充実を図っていく。

障がい者福祉に関しては、障がいのある人もない人も、ともに家庭や地域で普通に生活し、活動できる社会を目指し、就労支援や社会参加しやすい環境づくり・障がい者福祉サービス・医療費の助成等による経済的支援、障がいのある人の交流活動の支援などを行う。

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業  児童福祉	子育て支援事業	町	
		子ども医療費助成事業	町	
		ひとり親医療費助成事業	町	
		義務教育就学時医療費助成事業	町	
	高齢者・障害者福祉	敬老祝い金	町	
		伊仙町シルバー人材センター運営補助金事業	町	
		重度心身障害者医療費助成事業	町	
		老人クラブ育成事業	町	

## 8. 医療の確保

### (1) 現況と問題点

本町においても不適切な食生活や運動不足、喫煙といった生活習慣に起因する糖尿病・高血圧等の生活習慣病の有病者・予備軍が増加しており、また心の病に悩む人も増加している。このような状況の中、保健センターを中心に各種健康診断、健康相談、健康教室、訪問指導等のさらなる充実を図り、町民の健康長寿の延伸と生活の質の向上に取り組む必要がある。

現在、本町の医療機関は民間の一般診療所が1ヶ所、歯科診療所が2ヶ所のみとなっている。隣接する町の総合病院との連携を図りながら地域医療体制の充実を進めていく。さらに医療・消防機関の連携を進め救急医療体制の拡充も必要となっている。

産科や小児科・各専門医など医師不足の解消については、徳之島3町での問題解決を図り大学病院や医師会との協力を得ながら、適切な医療の確保が必要となっている。

### (2) その対策

町民の健康づくりに対する意識をさらに高め、特定健診やがん検診の受診率向上・特定保健指導の実施・徳之島交流ひろば「ほーらい館」との連携・生活習慣病等の予防の推進・こころの健康づくりといった施策を推進し、町民一人ひとりが健康でいきいきと生活できる地域づくりを目指していく。

医師や産科医の確保・地域医療体制・救急医療体制の充実をはかり、安心して受診できる環境づくりに努めていく。

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 民間病院	産科医確保支援事業	町	

## 9. 教育の振興

### (1) 現況と問題点

本町には、小学校が8校、中学校が3校あり、約700名の児童生徒が在籍している。児童生徒数はここ数年微増傾向にあるものの、小規模校、複式学級が半数以上を占める現状は変わらない。

各学校においては、特色ある学校づくりを目指すとともに、社会の変化に自ら対応できる力を育むため一人ひとりが自ら学び、考える力を養うと同時に、基礎・基本的な知識・技能の習得と、個性を伸ばす教育が必要である。また町の将来を担う子供たちに、町の歴史や文化など郷土を理解する教育にも力を入れる必要がある。教員の資質や指導力の向上に取り組みながら、信頼される学校づくりを目指していく。

老朽化が進んでいる学校施設については計画的な改修を進め、さらにタブレット及びパソコン等の効率的な活用を行うためにICT機器やソフトの整備を図り、良好で安全な学習環境を確保する必要がある。

社会教育においては、生涯学習の推進・生涯スポーツ活動の推進・青少年健全育成といった生涯学習社会へ向けた環境づくりを目指す。

給食センターにおいては、児童生徒の生涯にわたる心身の健全な保持増進を目指し、組織的な衛生管理による安心安全な給食の提供および地場産物の積極的利用を通して、地産地消の気風の構築に努める。一方、子育て世代への経済的負担軽減の観点から給食費の無償化を促進する必要がある。

### (2) その対策

学校教育については、教職員の指導方法の工夫や改善を図り、また児童生徒一人ひとりにあったきめ細かな指導体制を図り基礎学力の向上に努める。学校施設については、学習条件の均衡・公平性を図りながらよりよい就学環境の整備を計画的に進める。また、いじめや不登校などの様々な課題を解決していくために、保護者や地域住民の力が不可欠であり、開かれ信頼される学校づくりを目指していく。

共働き世帯の負担軽減のため、幼稚園預かり保育運営事業の推進充実を図っていく。

社会教育については、町民が気軽に集まり学習できる拠点施設として、公民館等の機能充実を図り、生涯学習活動の推進を図る。また生涯にわたりスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、各種スポーツ団体の育成と指導者の養成を図るとともに必要な施設の整備を進めていく。

給食センターにおいては給食費の無償化を促進することで、保護者の経済的負担の軽減および各学校においての徴収業務の撤廃により教職員の働き方を改革し、より良い教育環境の充実を目指す。

また、老朽化が進む現施設を建て替えるため、新しい給食センター建設基本計画ならびに実施設計を策定し、令和8年度着工、9年度完成を目指す。

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	学校建設事業	町	

	給食施設	給食センター建設事業	町	
	その他	町立小中学校備品購入事業	町	
		学校 IT 環境整備事業	町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	幼稚園預かり保育運営事業 (町内2園)	町	
	幼児教育			
	義務教育	教科検定事業	町	
		給食費無償化事業	町	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方

##### 小中学校

###### 【点検・診断等の実施方針】

計画的に施設の点検・診断を行い、学校施設の状況を把握していく。

###### 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

修繕が必要な箇所については随時修繕を行っているが、昭和30年代に建設された学校もあり、将来的には大規模な改修が必要になることが見込まれる。今後も引き続き学校施設としての利用が見込まれるため、適切な維持管理に努めていく。

###### 【安全確保の実施方針】

児童生徒が安全に安心して学ぶことができるように教育環境の安全の確保を図っていく。

##### 幼稚園

###### 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

年少人口の減少に注視しながら、幼稚園等のあり方を検討していく。

###### 【安全確保の実施方針】

園児の安全な保育ができる環境を維持することを第一優先として、必要に応じた施設改修・修繕を行う。

###### 【耐震化の実施方針】

耐震診断が未実施の施設もあるため、診断の受診及び施設の改修を計画的に進める。

###### 【運営の実施方針】

子ども・子育て支援新制度や年少人口の動向を注視し、町全体の保育需要に対応できるよう、運営主体、運営方法など様々な視点から幼稚園等のあり方や適正配置を検討していく。

本町の学校施設は、ほとんどが建設から30年以上経過しており、改修や建て替え時期を迎えようとしている。今後、維持管理、修繕及び改修を計画的に進めるために、令和3年度に改定を予定している「伊仙町公共施設等総合管理計画」等との整合性を図りながら「伊仙町学校施設長寿命化計画」に基づき事業を実施していく。

## 10. 集落の整備

### (1) 現況と問題点

本町は26集落（行政区）で形成されており、県道沿いを除いて約3分の2の集落が町内一円に散在しており、町の中心から離れた集落では人口減少や高齢化の影響により集落機能の維持・存続が危ぶまれている。集落機能維持のため、生活交通・生活環境・医療福祉を地域の実情にあった施策を行い、将来にわたり、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の構築が必要である。

平成23年度に「伊仙町公営住宅等長寿命化計画」を策定し、公営住宅の新規整備や建替、修繕等を実施しているものの、未だ耐用年数の半数を超えた住宅が全体の約6割を占めており、早急な改善が必要な状態である。加えて近年の核家族化、U・Iターン者の増加などにより、慢性的な住宅不足に悩まされている。

また、コミュニティー活動の活性化を促し、自治会組織の育成や活動支援を進めていく必要がある。

### (2) その対策

公営住宅の新規整備や建替、修繕等と並行して、民間事業者が建設した良質な賃貸住宅を町が借り上げ、当該住宅を定住促進住宅として町民及びU・Iターン者に対して安価で転貸することで、充実した生活環境を確保、支援し、入居者の将来における町内への定住促進を図る。

集落機能を維持するためコミュニティーバス等活用した住民のニーズに応じた持続可能な公共交通の確保や集落景観の保全活動といった生活環境の整備を進める。さらに行政・集落・NPO・企業など多様な組織が地域づくりの担い手となり、連携・協力しながら集落の活性化を図る。また、そのリーダー等の育成・確保はもちろん、「地域おこし協力隊」制度や移住者受け入れのため過疎集落活性化事業・移住定住活性化事業の活用も検討していく。

集落の住民生活の安心・安全の基盤となる公共施設など集落機能の維持を図るため、集落内の標識看板の設置・道路整備や水道施設等の整備を進めていく。

### (3) 計画

事業計画（令和3年～令和7年）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備	阿権団地 木造平屋4棟4戸	町	
		上検福団地他 木造平屋4棟4戸	町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	がんばる集落支援事業	町	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方

#### 【点検・診断等の実施方針】

老朽化する住宅の延命を図るため、計画的に点検や修繕を実施する。

#### 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検結果を踏まえた計画的な修繕により、既存ストックの適正な維持管理に努める。

#### 【安全確保の実施方針】

点検結果に基づく修繕においては、入居者が安全かつ安心して生活ができるよう、危険の除去を優

先的に実施する。

【耐震化の実施方針】

耐震診断や耐震補強が未実施の施設もあるため、今後、長期的な活用を図るべき住宅において耐震補強の必要性の有無について検証し、予防安全的な改修を行うことで、入居者の安全で安心な生活維持を図る。

【長寿命化の実施方針】

老朽化が進む前に予防保全を実施し、現存ストックの延命措置を進める。

【統合や廃止の推進方針】

老朽化が著しく耐震性を確保できない住宅については、計画的に取り壊し解体を行う。

町営住宅の新規建設・建替・修繕等は、「伊仙町公共施設等総合管理計画」及び「伊仙町公営住宅等長寿命化計画」に基づき実施している。両計画については令和3年度に改定予定であり、(3)に記載の2団地については改定時に計画に載せることとしている。

## 1 1. 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

本町には「徳之島カムイヤキ陶器窯跡」や「明眼の森」、「目手久立踊」などを筆頭に多くの文化財が残されており、これらは国・県・町指定文化財として価値が認知され、伝統行事や郷土芸能なども多数受け継がれている。先人から受け継いだ地域の財産を次世代へつなぐため、保存伝承を積極的に進め、これら文化遺産保護のための体制づくりや施設整備を図っていく必要がある。また、数多く存在する文化財の価値を見出し、新たな指定・登録を推進することも必要となる。埋蔵文化財においては、発掘や的確な調査研究を推進するとともに、調査成果を認知し、幅広く享受することができるように、積極的に公開活用をする必要がある。

各種文化イベント、自主的な地域おこし活動など住民参画機会の拡充・支援を行い、地域住民交流を図っていく必要がある。

### (2) その対策

文化財を誇りに思い、大切に次の世代に引き継いでいくよう普及啓発に努めるとともに、文化財の保護保全に努める。また、文化財を活用した学習の場の提供やインターネットを利用した情報の公開・活用に努める。また「町内遺跡確認調査事業」等を活用し、町の歴史や文化、郷土芸能、伝統行事を保存、伝承するとともに、史跡や文化財を生かした町づくりを進めていく。

歴史民俗資料館展示室のある旧徳之島農業高校4階校舎は、1・2階部分の桁行方向において耐震性能不足であるとの結果を受け、現施設に対する現在の活用状況と今後必要な整備等を踏まえ、耐震補強等の改修を行う。

徳之島トリアスロン等の各種イベントを実施し、住民参画機会の拡充を図りながら、地域住民交流の活性化・連帯感を進め町民全体の融和が図れるまちづくりを進めていく。

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 その他	旧徳之島農業高等学校5 5 番棟耐震補強改修事業	町	

	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	徳之島地区トライアスロン大会補助金	町	
	地域文化振興	町内遺跡確認調査事業	町	
		地域の特色ある埋蔵文化財活用事業	町	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

文化財の管理に関しては、「伊仙町国土強靱化地域計画」でも記載があるように、災害等により文化財が被災することにより、これまで受け継がれてきた伝統が失われることがないように、国等の史跡や埋蔵文化財の維持管理を適切に実施していく。

##### 【耐震化の実施方針】

耐震診断が未実施の施設もあるため、診断の受診及び施設の改修を計画的に進める。

## 1 2. 再生可能エネルギーの利用の促進

### (1) 現況と問題点

本町では、徳之島交流ひろば「ほーらい館」（災害時は避難所）の太陽光発電設備・蓄電池の設置や、ソーラー街路灯の継続設置（全58基設置予定）をしている。

台風常襲地帯である本町にとり、災害時に被害を受けた際の修理や保守・管理について、即応可能な事業者についての必要性の検討を踏まえ、再生可能エネルギーに関する施策について今後検討する必要がある。

### (2) その対策

再生可能エネルギーに関する他の離島やへき地の状況を確認しつつ、本町における利活用について、鹿児島県が作成している「再生可能エネルギー導入ビジョン2018」や、国のカーボンニュートラル政策を踏まえた検討が必要である。

## 1 3. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

### (1) 現況と問題点

交通網の整備や生活様式の多様化により、町民の生活は市町村の行政区域を超えた広域的な活動となっており、さらに行政サービスの多様化等により市町村の枠組みだけでは対応しがたい状況となっている。今後も関係市町村と連携しつつ、取り組むべき広域課題について協議し、適正な経費負担のもとでより効率的に取り組み、町民にとって最適な広域行政サービスの充実と地域間連携を図ることが必要である。

### (2) その対策

行政事務の広域化や町民ニーズの多様化に対応できるよう、国・県・奄美群島広域事務組合・徳之島愛ランド広域連合等との機能強化・充実を図りながら広域行政を推進する。

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	過疎地域持続的発展特別事業	奄美群島成長戦略ビジョン実現 事業負担金	奄美群島 広域事務 組合	



持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業  第1次産業	優良素牛保留事業	町	肉用牛を保留した際の、飼養管理経費等の一部軽減に繋がり、飼養頭数増加の促進を図ることができ、畜産振興に繋がる。
		奄美群島農林水産物等輸送コスト支援事業	町	離島のハンデとなっている農林水産物の移出に係る輸送費を助成することで、農家の所得増と新規就農者の増加を図り、地域産業の発展に繋げる。
		プレミアム付き商品券発行補助	町	町民の家計負担の軽減及び町内事業所での消費が促進され、地域経済の活性化及び持続可能な商工業経営に繋がる。
		環境にやさしい農業総合推進事業	町	地力増強及び土作りの推進を図ることにより単収向上、農業経営の安定に寄与する。
		さとうきび増産推進事業	町	糖業の振興を図り、農家経営の安定に繋げる。
		農地整備事業 (実施計画策定等)(ソフト) NN実計 面縄	県	畑かん事業を実施することにより、安定した営農と収益の向上に繋げる。
		農村整備事業 (実施計画策定等)(ソフト) 中部ダム	県	老朽化した中部地区の畑かん施設を更新することにより、安定した営農と収益の向上に繋げる。
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	光伝送路施設保守委託事業	町	平成22年度に整備した光伝送路施設を維持管理するための保守委託事業。情報面における通信設備の格差を是正するためのものであり、情報化の進展に対応した住民サービスの向上を図る。
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業  公共交通	地方公共交通特別対策事業	町	地域に必要な交通インフラの維持を図る。
		航路航空路運賃軽減等事業	町	運賃軽減化によって離島における交流人口拡大による地域経済への波及効果を高める。
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業  生活	ハブ買上事業	町	農作業や夜間外出時に町民の脅威となっているハブの買上数は近年減少傾向あり、当該事業を継続することにより町民の安心安全な生活に寄与する。
		合併処理浄化槽設置補助事業	町	汚水処理人口普及率の増加・環境衛生面の向上を図る。

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	子育て支援事業	町	児童福祉の向上に資することを目的とし、出産時に子育て支援金を支給する。子宝の町として、出産・育児の不安を解消し、将来的に安心して子育てができる環境の整備に寄与する。
		子ども医療費助成事業	町	子育て家庭に対し、経済的に支援するため、義務教育終了までの医療費自己負担分(保険診療分)を助成することにより、将来的に安心して子育てができる環境づくりを図る。
		ひとり親医療費助成事業	町	ひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とし、ひとり親家庭等の医療費自己負担分(保険診療分)を助成することで安心して子育てができる環境づくりを図る。
	高齢者・障害者福祉	義務教育就学時医療費助成事業	町	義務教育就学児童を養育しているものに対し、児童に係る医療費自己負担分(保険診療分)を助成することにより、児童の健康の保持増進を図り、子育ての支援に資することを目的とする。
		敬老祝い金	町	永年にわたって社会に貢献した高齢者に敬老の意を表するとともに、長寿を祝福するために敬老祝金を支給し、健康長寿の延伸に資する。
		伊仙町シルバー人材センター運営補助金事業	町	高齢者の社会奉仕や健康増進活動への参加を推進する同センターの運営を補助することで、福祉の増進及び労働力の増加が図られ、地域活性化に寄与する。
		重度心身障害者医療費助成事業	町	重度心身障害者の資格を有する対象者またはその保護者に対して、医療費等の一部を助成することにより障害者福祉の向上に資する。
老人クラブ育成事業	町	高齢者が元気で安心して地域で暮らせる環境づくりのため、老人クラブ活動への助成を行い、高齢者の生きがいづくりに繋がる。		
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 民間病院	産科医確保支援事業	町	島内の産科医を確保することで、安心して出産・子育てができる環境維持に繋がる。
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 幼児教育	幼稚園預かり保育運営事業(町内2園)	町	少子化対策・共働き家庭への配慮等
		義務教育	教科検定事業	町
	給食費無償化事業	町	給食費無償化を促進することで、保護者の経済的負担の軽減および学校における徴収業務の撤廃により教職員の働き方を改革し、より良い教育環境の充実を図る。	
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	がんばる集落支援事業	町	集落単位での自主的活動に対して助成を行い、地域活性化を図る。
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	徳之島地区トライアスロン大会補助金	町	宣伝周知をすることで島外からの参加者や観光客等が増加し経済効果上がる。また関係人口の拡大を図り将来的な移住等に繋げる。
		町内遺跡確認調査事業	町	埋蔵文化財の調査および保存を推進することで、地域の歴史・文化を守り、地域発展のための教育資源・観光資源の確保を可能とする。
		地域の特色ある埋蔵文化財活用事業	町	埋蔵文化財の公開活用を推進することで、埋蔵文化財をより地域住民に身近なものとし、地域の教育・観光の発展に繋げる。
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	過疎地域持続的発展特別事業	奄美群島成長戦略ビジョン実現事業負担金	奄美群島広域事務組合	交流人口増加や産業振興、定住促進に向けた環境の拡充を図る。